六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの（前頁より続く）	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの		二百九十六万三千五百円
		空中線電力が二十ワット以下のもの		四万九千二百円
		空中線電力が二十ワットを超え五キロワット以下のもの		十七万七百円
		空中線電力が五キロワットを超えるもの		二百九十六万三千五百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			九百円
七　第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）及び多重放送をする無線局				二百円
八　実験等無線局及びアマチュア無線局				三百円
九　その他の無線局	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		三万千八百円
		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域内にあるもの	二百六十万九千五百円
			設置場所が第二地域内にあるもの	百三十万九千六百円
			設置場所が第三地域内にあるもの	二十六万九千六百円
			設置場所が第四地域内にあるもの	九万六千三百円
	三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	放送の業務の用に供するもの（多重放送の業務の用に供するものを除く。）	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツ以下のもの　設置場所が第一地域内にあるもの	二十四万六千六百円
			設置場所が第二地域内にあるもの	十二万八千円
			設置場所が第三地域内にあるもの	三万三千三百円
			設置場所が第四地域内にあるもの	一万七千五百円

放送の業務の用に供するもの（続き）	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超え三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域内にあるもの	七十二万三百円
		設置場所が第二地域内にあるもの	三十六万五千円
		設置場所が第三地域内にあるもの	八万七百円
		設置場所が第四地域内にあるもの	三万三千三百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域内にあるもの	千六十七万百円
		設置場所が第二地域内にあるもの	五百三十三万九千八百円
		設置場所が第三地域内にあるもの	百七万五千六百円
		設置場所が第四地域内にあるもの	三十六万五千円
多重放送の業務の用に供するもの			三万千八百円
放送の業務の用に供するもの以外のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		三万千八百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域内にあるもの	二百六十万九千五百円
		設置場所が第二地域内にあるもの	百三十万九千六百円
		設置場所が第三地域内にあるもの	二十六万九千六百円
		設置場所が第四地域内にあるもの	九万六千三百円